

競技注意事項

競技注意事項に加え、要項に記載してある新型コロナウイルス感染防止対策に関わる事項を理解のうえ参加をお願いします。

1. 競技規則

本大会は、World Para Athletics 競技規則（大会開催日に適用となる最新の WPA 競技規則）及び大会申し合わせ事項により実施する。

衣類やレーサー等の商標については、IPC 登録者は WPA 広告規程が適用され、それ以外は WPA、World Athletics (WA) どちらの広告規程でも可とする。チーム名については、規程内の「国名」の項を適用する。基準を超える商標についてはテープ等で隠すことになるので、その旨了承のこと。

IPC 登録者の記録は、WPA 競技規則により実施されたレースについては WPA 公認となり世界/エリア記録、世界ランキングの対象となる。

2. 受付について

競技者受付は、競技場 1 階のエントランスに設置し、12 時より受付を開始する。検温を受け、体調管理チェックシートを提出し、ナンバーカードを受け取り入場する。諸室図を参照のこと。

3. ウォーミングアップ

競技を実施していない時間帯はトラックを使ってのウォームアップが可能。

ただし、12 時 30 分から 13 時 30 分までは、トラックで観覧者対象の車いすレーサー試乗会が実際されているので注意すること。

4. 招集

本大会では、招集所を設けず、スタート各レースのスタート 10 分前にスタート地点に集合し、競技役員から点呼を受けるとともに車いすの仕様について車検を受けること。

5. アスリートビブス（ナンバーカード）

①アスリートビブスは、1 名につき 2 枚配布する。

②アスリートビブスは、交付された大きさのまま付けること。背用は車いすの後部に付けてよい。

③スタート地点での招集時に、別途、支給するサイドナンバーはヘルメット正面と右側に付ける。

6. 競技

①レーンを使用しない種目で、T52 と T54 が同時に出走した場合、障がいクラスの重い T52 の記録は公認されず、参考として扱われる。

②競技者は、競技中、ヘルメットを着用すること。脱落した場合は失格となる。ヘルメットは外殻が固く、保護性に優れ、国際安全基準(スネル規格 b-84/90/95、BSI6863、EN1078

等)を満たしていなければならない。

③競技者が走行中に他の競技者の走行を妨害した場合は失格の対象となる。追い抜き時の接触等については追い抜く側に責任がある。

④競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員による介助のみ受けられる。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。

⑤競技者は競技中、下肢のいかなる部分もトラックに接触してはならない。

7. 車いす（レーサー）の仕様と車検

車いすについては、次のとおりとする。車いすはスタート地点で測定を受ける。いったん検査を受けた車いすであっても、競技開始前または終了後に競技役員が再検査することがある。下記の全ての規則に従うのは競技者の責任であり、競技者が車いすを調整するためにスタートが遅れることがあってはならない。

① 車いすは2つの大きな車輪と1つの小さな車輪から成るものとし、小さな車輪は、車いすの前方になければならない。

② すべての車いすは、安全の目的から、機能的な（制動制御）ブレーキシステムを備えていなくてはならない。

③ 車いすのフレームのいかなる部分も前輪の車軸を超えて前方に突き出ているはならず、さらにフレームおよびその付属品の幅はリムの傾斜面より広くてはならない。車いすフレーム底部の地面からの高さは、50cm以内とする。

④ 車いすのいかなる部分も後輪の最後部を結んだ垂直面から後方に突き出ているはならない。

⑤ 後輪、前輪の直径は十分に空気を入れたタイヤを含んでそれぞれ70cm、50cmを超えてはならない。

⑥ 各大輪には平らで円形のプッシュリムをただ1つ付けることができる。ただし、この規則は選手受付時に実施するクラス分けの結果と技術代表の判断があれば、片腕で車いすを操作する競技者のためにこの規則を変更できる。

⑦ 車いすを推進するいかなる機械的ギアやレバーも使用してはならない。

⑧ トラック及び道路競技ではミラーの使用を禁止する。

⑨ 機械的操縦装置は腕で操作するもののみ認める。

⑩ 競技者は前輪を手動で左右に動かすことができないなければならない。

⑪ フェアリングの使用又は空気力学的な能力を向上させるように特別に設計された車いすやそれに類似した装置の使用は禁止する。

8. 抗議と上訴

競技中の判定について、競技者自身が審判長に対し、競技場所で直ちに抗議できる。競技後は、記録の公式発表から30分以内に競技者自身または代理人が担当総務員に口頭で申し出る。審判長の裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金（2万円）を添え、担当総務員を通じてジュリー（上訴審判）に申し立てを行う。

9. 撮影機器について

撮影機器の車いすへの搭載は許可を得た場合を除き認めない。

10. ドーピング・コントロール・テスト

- ① 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
- ② 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。
- ③ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- ④ 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技運動終了後 2 時間の安静が必要となるので留意すること。
- ⑤ 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org>）にて確認のこと。